

個人情報の取扱いについて

(1) 事業者の氏名又は名称

N T T データ先端技術株式会社

(2) 当社の個人情報保護部門管理者またはその代理人について、氏名、職名、所属、連絡先。

個人情報に関するお問い合わせ先

企画部長 MAIL : intellilink-privacymark@intellilink.co.jp

(3) 個人情報の利用目的について

(3)-(1) 書面以外で直接個人情報を取得する場合及び間接的に個人情報を取得する場合の利用目的（個人情報の保護に関する法律第 18 条第 1 項）及び当社が保有するお客様の個人情報の利用目的（個人情報の保護に関する法律第 24 条第 1 項）は次のとおりです。

	個人情報の類型	利用目的
(1)	当社の商品・サービスの購入・利用等の契約に伴って取得した個人情報	その契約上の権利義務の履行及び当社の商品・サービスやイベントのご案内のために利用するものとします。
(2)	当社が社外から物品・サービス等を調達する際に取得する個人情報	その契約上の権利義務の履行のために利用するものとします。
(3)	当社が主催・出展するイベントへご参加、ご来場いただいた方に関する個人情報	そのサービス及びそれに関連するイベントのご案内のために利用するものとします。
(4)	当社への採用選考にエントリーする方、当社の採用に関する情報の提供を希望する方に関する個人情報	ご本人の採用選考の手続きのために利用するものとします。
(5)	一般に市販、公表されている書籍、ホームページ等から取得する個人情報	当社のすべての商品・サービスやイベントのご案内のために利用するものとします。
(6)	当社へ来社される方に関する個人情報	当社のセキュリティの確保のために利用するものとします
(7)	当社へお問合せいただいた方に関する個人情報	当該お問合せ内容の確認、回答のために利用するものとします。
(8)	当社が明示した利用目的にご同意いただいた上で取得した個人情報	その利用目的のために利用するものとします。

なお、お客様から直接書面にて記載された個人情報をお預かりする場合は、その都度利用目的を明示させていただきます。ただし、次の場合は除きます。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(3)-(2) 委託を受けた「個人情報」の利用目的（法第 18 条第 1 項、法第 23 条第 4 項 1 号）は次のとおりです。

	個人情報の類型	利用目的
(1)	当社が業務を委託されたことに伴いお預かりする個人情報	当該業務を行うために利用するものとします。

(4) 個人情報の取扱いの委託について

取得した個人情報を委託する場合には、個人情報保護のための必要な契約を締結し、適切な管理・監督を実施します。

(5) 開示対象個人情報(注)の開示等および問い合わせ窓口について

ご本人からの求めにより、当社が保有する開示対象個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去および第三者への提供の停止（「開示等」といいます。）に応じます。開示等に応ずる窓口は、お問合せいただきました当該部署になります。

(6) 取得項目の任意性について

必須項目以外の個人情報の提供は、常にお客様の任意となります。必須項目にご記入いただけない場合には、お客様のご要望にお応えできない場合があります。

(7) 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得 について

当社WEBサイトでは、クッキー（Cookie）を使用しております。当社の使用するクッキーには個人を特定できるような情報を含んでおりませんが、利用者のブラウザ設定により、クッキーを受け取ったとき警告を表示させたり、クッキーの受け取りを拒否したりすることができます。ブラウザの設定につきましては、ご使用ブラウザの仕様をご確認下さるようお願い致します。

(注) 「開示対象個人情報」とは

お客様の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した個人情報であって、当社が本人等から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めのすべてに応じることができる権限を有するものをいいます。ただし、次のいずれかに該当する場合は「開示対象個人情報」として扱いません。

- (1) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、本人若しくは第三者の生命、身体若しくは財産に危害が及ぶおそれのあるもの。
- (2) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの。
- (3) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの。
- (4) 当該個人情報の存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの。

以 上

(120213 改定)